

# 横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン

見直し版



横須賀市立浦賀中学校1年 長谷川 穂香さん  
平成27年度 環境ポスターコンクール 横須賀市長賞  
(学校名、学年は平成27年度)

横 須 賀 市

## はじめに

私たちは、三浦半島に広がるみどりと、三方を海に囲まれた環境資源の豊かな横須賀のまちで、多くの恵みを受け、暮らしてきました。

そして、先人から受け継いだこの豊かな環境資源は、次世代に残し、将来の人々にもあらたな原風景として引き継いでいかなければなりません。

そのためには、市民のみなさん一人ひとりが環境に対する意識を持ち、特に子どもたちから環境への興味や関心を持ち続けることが大切になります。

本市では、国の法整備に先立ち平成20年3月に「横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン」を策定し、「人づくり」、「機会づくり・場づくり」、「情報提供・普及啓発」、「連携・協働」の4つのキーワードを掲げて、市民、市民活動団体、事業者、学校、地域、行政が各主体の役割に応じ協働しながら、環境教育・環境学習の推進に取り組んできました。

今回、このプランの実効性を高めていくため、上位計画にあたる「横須賀市環境基本計画（2011～2021）」の中間見直しとの整合を図りながら、見直しを行いました。

本市では引き続きこのプランにより、将来に向けて横須賀の豊かな環境資源を引き継いでいくため、特に、次世代を担う子どもたちが、環境を大切に思い、行動へと繋げていくような取り組みを進めてまいります。

今後も、市民、市民活動団体、事業者、学校、地域などさまざまな主体の皆さまにおかれましても、引き続き環境教育・環境学習の推進にご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成28年(2016年)3月

横須賀市長 **吉田 雄人**

# 目 次

はじめに

1	策定の目的及び背景	
(1)	策定の目的	1
(2)	社会的背景	2
(3)	環境教育・環境学習マスタープランの位置付け	4
(4)	環境教育・環境学習の考え方	6
2	横須賀市の現状と課題	
(1)	横須賀市の環境特性と環境学習	7
(2)	各主体の現状と課題	8
(3)	学校における環境教育・環境学習の実施について	9
3	基本目標と基本方針	
(1)	基本目標	11
(2)	基本方針	12
4	計画の期間と進行管理	
(1)	計画の期間	14
(2)	進行管理	14
5	目標を達成するための市の施策の方向と重点施策	
(1)	環境にやさしい社会を推進する人の育成と活用の促進「人づくり」	15
(2)	環境に関する取り組みの機会と場の充実「機会づくり・場づくり」	16
(3)	環境に関する情報の提供と啓発活動の推進「情報提供・普及啓発」	17
(4)	各主体間の連携・協働の促進「連携・協働」	18
6	各主体における取り組みの推進	
(1)	市民の取り組みの推進	19
(2)	市民活動団体の取り組みの推進	20
(3)	事業者の取り組みの推進	21
(4)	学校での取り組みの推進	22
(5)	地域での取り組みの推進	23
7	推進体制	25

## 参考資料

1	環境教育・環境学習マスタープランの見直し経過	27
2	市のこれまでの取り組み	28
3	用語集	31

# 1 策定の目的及び背景

## (1) 策定の目的

地球温暖化や廃棄物問題、身近な自然の減少などの課題が顕在化してきている今日、私たちの生活の中で環境にどう向き合っていくのか、どのようなライフスタイルを実践していくべきなのかが重要な時代となっています。

特に地球温暖化の影響は様々な形で現れてきており、将来の人類のために今からその方策を講じる必要があります。多種多様な生物の生態系への影響や海面上昇、温暖化が原因と考えられる気象現象など、既に私たちの身近な生活にまでその影響は及んできています。

このような中で、今日の環境問題を解決し、持続可能な社会をつくるためには、行政（市）はもちろんのこと、市民、市民活動団体、事業者などが連携・協働あるいは役割分担し、積極的に環境保全活動に取り組むことが重要です。

このためには市民一人ひとりが環境への興味や関心を深め、常に環境に対する意識を持ち続けることが必要であり、特に学校や家庭において子どもの頃から環境への意識を高めることや、地域で協力し合いながら環境を改善していく取り組みが今後不可欠となってきます。

これらのことから、本市では、すべての市民が、安全かつ健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない環境の恵みを受用し、それを将来の世代に引き継ぐことのできる「持続可能な社会づくり」を目指して、市民、市民活動団体、事業者、学校、地域、行政（市）が各主体の役割に応じた環境教育・環境学習を連携・協働しながら推進し、その活動を実践・促進することを目的として、平成20年3月に環境教育・環境学習マスタープランを策定しました。

プラン策定後、環境教育・環境学習を取り巻く状況の変化に対応しながら着実に各施策を推進してきましたが、より一層、環境教育・環境学習を推進するため、上位計画である「横須賀市環境基本計画（2011～2021）」の中間見直しにあわせ、平成28年3月に環境教育・環境学習マスタープランを見直しました。



### ◎持続可能な社会とは

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」において、持続可能な社会とは「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会」としています。



### ◎環境教育・環境学習とは

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」において、環境教育とは「持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域、その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習」と定義されています。環境教育・環境学習マスタープランにおいても環境教育をこの定義と同様に考えますが、他に働きかける「教育」と自らが行う「学習」の違いを明確に表現するため「環境教育・環境学習」と表記します。

## (2) 社会的背景

### 1) 世界の動向

- ・1972年（昭和47年）の「ストックホルム人間環境宣言」において環境教育の重要性が指摘され、1997年（平成9年）の「環境と社会に関する国際会議」の「テサロニキ宣言」では、持続可能な社会づくりと環境教育が不可分であることが示されています。
- ・1992年（平成4年）国連環境開発会議（地球サミット）において、持続可能な開発の実現に向けた行動計画（アジェンダ21）が採択されました。
- ・2002年（平成14年）の「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）」において、「持続可能な開発のための教育（E S D : Education for Sustainable Development）の10年」が提唱され、2005年（平成17年）から2014年（平成26年）までの10年間を「国連持続可能な開発のための教育の10年」と定められました。
- ・2012年（平成24年）の国連持続可能な開発会議（リオ+20）における成果文書「我々が望む未来」において、加盟国は、E S Dの促進及び2014年（平成26年）以降もより積極的に行うことに合意しました。
- ・2014年（平成26年）E S Dに関するユネスコ世界会議（名古屋・岡山で開催）において、10年間のE S D活動を振り返り、各種宣言が採択され、後続プログラムとなる「E S Dに関するグローバル・アクション・プログラム（G A P）」の開始が発表されました。



### ◎持続可能な開発のための教育

(E S D : Education for Sustainable Development) とは

持続可能な社会の実現を目指し、私たち一人ひとりが、世界の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動を変革するための教育のこと。

環境省では、環境教育を発展させ、経済・社会の観点を盛り込み、学習者一人ひとりが持続可能な社会づくりに参画する力を育むことを促すことで、E S Dを推進することを目指しています。

## 2) 国内の動向

- ・2003年（平成15年）7月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定され、その中で地方公共団体の責務や環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等を作成し、公表するよう努めることが示されました。
- ・2004年（平成16年）9月に「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。
- ・2006年（平成18年）3月に「わが国における『国連持続可能な開発のための教育の10年』実施計画」が決定されました。
- ・2006年（平成18年）4月に「第三次環境基本計画」が策定され、重点プログラムの1つとして「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」が掲げられました。
- ・2006年（平成18年）12月に「教育基本法」が改正され、第2条第4号では新たに環境保全への寄与が謳われました。
- ・2007年（平成19年）6月に『21世紀環境立国戦略』が閣議決定され、その戦略の1つとして「環境を感じ、考え、行動する人づくり」が掲げられました。
- ・2012年（平成24年）10月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を改正した「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が完全施行され、協働取組の推進の追加や市の推進体制の具体化、学校教育における環境教育の充実などが盛り込まれました。

### (3) 環境教育・環境学習マスタープランの位置付け

本市の「環境基本条例」では、環境教育・環境学習について第16条のとおり定めています。また、第9条により策定された「横須賀市環境基本計画(2011～2021)」では、環境教育・環境学習マスタープランを分野別計画(下位計画)として位置付けています。

#### 1) 環境基本条例(平成8年4月1日施行)

##### 第9条(環境基本計画)

市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、横須賀市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

##### 第16条(教育及び学習の振興等)(平成28年4月1日改正)

市は、市民等が環境の保全及び創造について理解を深め、環境への負荷の低減に資する活動が促進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興に寄与する知識の普及等の啓発活動の推進、人材の育成及び相互交流の機会の拡充並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実を図るものとする。

#### 2) 横須賀市環境基本計画(2011～2021)(平成23年3月策定・平成28年3月中間見直し)

5つの基本目標の1つである「市民、事業者、市の協働により環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合をはかります」の中の施策の分野として「環境教育・環境学習の推進」を掲げています。また、5つの基本目標を達成するためのさまざまな「施策の方向」において、環境教育・環境学習は、多岐にわたって関わりをもっています。

環境教育・環境学習マスタープランは、これらの環境教育・環境学習を推進するための分野別計画(下位計画)として位置付けられています。



#### ◎環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

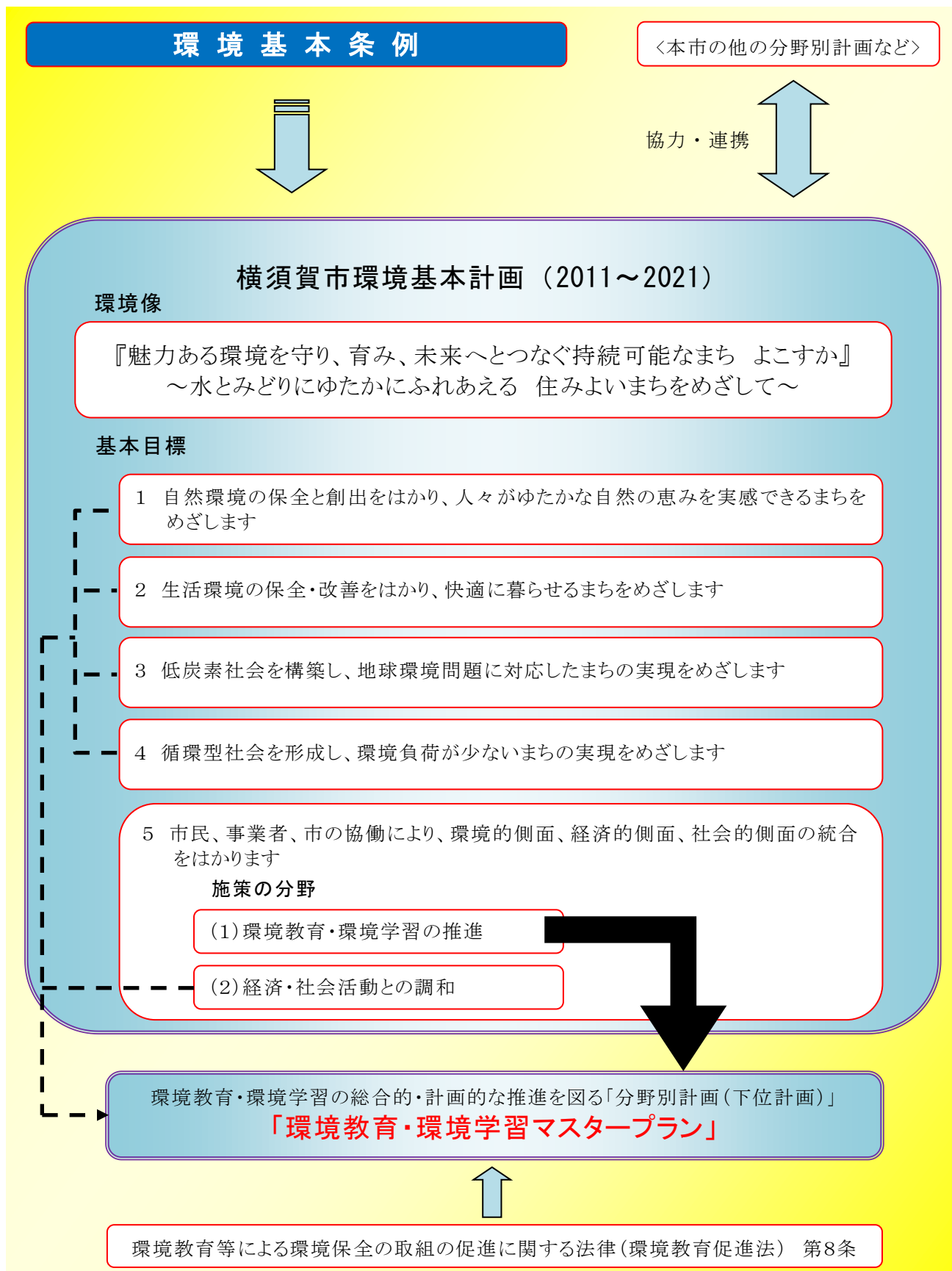
##### (環境教育促進法)

「環境教育促進法」では、都道府県及び市町村の行動計画の作成について、次のとおり定めています。

##### 第8条(行動計画)

都道府県及び市町村は、(中略)その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画を作成するよう努めるものとする。

## ■ 環境教育・環境学習マスタープランの位置付け図



→ 直接的な関係    - - -> 間接的な関係



#### (4) 環境教育・環境学習の考え方

環境教育に関する政府間会議であるトビリシ会議（1977年開催）では、環境教育に関する12の原則が示されました。

それらを受けて作成された中央環境審議会の資料などから、環境教育・環境学習の考え方を次のようにまとめることができます。本市においてもこの考え方を念頭に置き、環境教育・環境学習を進めていきます。

##### ①すべての人が対象の学びである

環境学習は、特定の人だけで行うものではなく、すべての人が学ぶ必要があります。

##### ②体験的、実践的な学びである

環境学習は、学ぶことだけでなく、実際に行動につなげる必要があります。

##### ③人と人とのつながりを重視する学びである

環境は、地球上のすべての国々が影響を受け合い、また、次の世代へと受け継がれていくもので、個々の環境学習活動を、連携してつなげていく必要があります。

##### ④継続した学びである

人間社会が営みを続ける限り、新しい事態が生まれるため、環境学習は生涯学習である必要があります。

##### ⑤総合的な学びである

環境は、身近なごみ問題などから地球環境問題、また、文化・経済・国際理解など多面的な視点で取り組む必要があります。

## 2 横須賀市の現状と課題

### (1) 横須賀市の環境特性と環境学習

本市は三方を海に囲まれ、標高100mから200m程度の起伏の多い丘陵・山地からなり比較的平穏良好で温暖な場所です。また、東京から50km圏内に位置しているながら、多くの自然環境が残っています。

これらの本市の環境特性・環境資源を有効に活用し、市民一人ひとりが環境に関する興味や関心を持てるよう、市民、市民活動団体、事業者、学校、地域、行政（市）の各主体が協働しながら環境教育・環境学習の施策を推進していく必要があります。

#### 1) 自然環境

本市は、首都圏にありながら、まとまりのあるみどりが多く残っています。また、水辺環境についても、大楠山、武山山系から流れ出る水系の上流域や田浦泉町、西逸見町、阿部倉などの水系に良好な自然環境が残されており、様々な生物や貴重な植物も見られます。さらに、三方を海に囲まれた横須賀には、観音崎、荒崎海岸、天神島などの自然海岸があり、東京湾には自然島である猿島があります。

これらの自然の成り立ちを知ることや自然観察、生物調査などを行うことにより、自然環境の状況を把握し、保全・活用・再生していくための方法などの学習に取り組むことが大切です。

#### 2) 大気環境・水環境

大気環境については、工場・事業場や自動車から排出される大気汚染物質があり、地球温暖化にも大きく影響しています。これらの汚染物質の状況を実際に調査・測定することや、大気環境の実態を把握し改善していくための学習に取り組むことが大切です。

また、水環境については、市内を流れる鷹取川、平作川、松越川、竹川などの河川があり、海域は東に東京湾、西に相模湾に面しています。また丘陵麓や谷戸には湧き水が見られ、溜め池も残っており、湿地や干潟は水鳥の生息地となっています。これらの河川、海域などの水質、生物の実際の状況を調査・測定することや、水環境の実態を把握し、保全・改善していくための学習に取り組むことが大切です。

#### 3) 地球温暖化

地球温暖化は今日地球規模の環境問題として顕在化し、世界各国でその対策の取り組みを進めています。

地球温暖化は大きな課題ですが、その防止に向けた取り組みを実行するのは私たち一人ひとりです。地球温暖化のメカニズムを理解するとともに、日常生活や事業活動において、電気やガスなどのエネルギー消費量を削減するための行動の実践や、地球温暖化によって生じる環境への影響に対する適応策について考えるなど、地球温暖化対策のための学習に取り組むことが大切です。

#### 4) 廃棄物

本市では、平成13年度からのごみの4分別により、市内のごみの排出量は減少するとともに、ごみの資源化も進んできています。ごみ問題は毎日の日常生活に直接結びつく課題です。

ごみを減量するための方法や取り組みの検証、ごみの発生から処理までの過程を知ることなどにより、持続的に循環型社会を形成していくための学習に取り組むことが大切です。

### (2) 各主体の現状と課題

市民、市民活動団体、事業者、学校、地域、行政（市）の各主体に着眼点を置いて、本市の環境教育・環境学習の現状と課題について整理します。

#### 1) 市民

環境フォーラムやアィクルフェアなどのイベントや各種学習会、自然観察会などへの参加を通して、低炭素社会の構築や循環型社会の形成など持続可能な社会について考える市民が増えてきています。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、エネルギー対策に関する市民の意識も高まり、節電や省エネなどの取り組みが広がっています。

今後も、各個人においては主体性を持って、日常生活における環境に配慮した行動を一層心がけていくことが必要です。

#### 2) 市民活動団体

市民活動団体における活動については、独自のテーマに基づいた市域の環境保全活動や、自らの専門知識や体験に基づく学校教育とは違った環境学習の機会を子どもたちに提供する一役を担っています。

今後も、その活動の輪や市民活動団体どうしのネットワークを広げ、市域や地域に根ざした活動を進めていく必要があります。

#### 3) 事業者

I S O 14001やエコアクション21の認証取得、C S R（企業の社会的責任）の観点による地域のクリーン活動への参加や環境教育活動など、環境に対する取り組みが行われています。

今後も、市やその他の主体と連携した活動を展開していくことが望まれます。

#### 4) 学校

小中学校では平成14年度に、高等学校では平成15年度に「総合的な学習の時間」が新設され、環境について教科の枠を超えた横断的な学習が実践されてきています。

今後も、教員の環境教育に対しての知識の拡充や教育委員会をはじめ、市の他部局との連携の強化が必要です。

## 5) 地域

清掃活動をはじめ環境に関する意識啓発を行う町内会・自治会が増えてきています。また、地域のリーダーとしてごみダイエット推進員などが環境保全活動を行っています。

今後も、地域におけるこれらの環境活動が活性化し、環境に対する意識の高揚や活動の実践などの輪が広がることが期待されます。

## 6) 行政（市）

環境フォーラムやアィクルフェアの開催、環境教育指導者の派遣（平成26年度は29回、対象者は延べ1,309人）、環境ポスターコンクールの実施（平成26年度は市内小中学生433作品）、社会教育施設をはじめとする関係各部局が実施する講座や展示会などを通して、市民の意識啓発・環境学習の支援を行っています。

今後も、環境教育・環境学習に関する普及啓発や関係各部局との連携強化、また、各主体との協働を意識した総合的・体系的な取り組み・施策の実施が必要です。

### （3）学校における環境教育・環境学習の実施について

次世代を担う子どもたちに対して、環境への意識がより高まるよう、環境教育・環境学習の教材の作成・活用や、市民、市民活動団体、事業者、学校、地域、行政（市）の各主体の連携も取り入れて、主に以下のような取り組みを実施しています。

#### ●環境教育指導者等の派遣（愛称：よこすか環境教室）

学校などの自主的な環境教育・環境学習を支援するため、専門的知識や経験を有する市民ボランティアなどを小中学校へ派遣し、平成25年度からは、市立保育園にも派遣をしています。

また、毎年度、派遣の内容や感想をまとめた「事例集」を作成して小中学校などに配付し、学校教育などにおける活用や普及に役立てています。

#### ●「横須賀市環境学習プログラム」、「よこすかのかんきょう」の作成

環境教育・環境学習の実践で利用できる教材として、「横須賀市環境学習プログラム」、「よこすかのかんきょう」を作成し、小中学校へ周知を図り、授業などでの活用を促しています。



環境教育指導者等の派遣の様子



よこすかのかんきょう（平成27・28年度版）

### ●環境ポスターコンクールの実施

ポスターの作成を通じて、小中学生の環境に対する関心や意識を高めるため、作品の募集をしています。また、このコンクールは、市内企業などの協力を得て実施しています。

入選作品については、展示会や環境月間ポスターなどに活用し、市民への啓発にも役立てています。

### ●夏休みエコチャレンジポイント事業の実施

節電や省エネといった環境に配慮する行動を促すため、学校や家庭で取り組みを実践する参加校を募っています。参加校へは、その取り組みをポイント化し、ポイントに応じて学校が希望する物品を贈呈しています。

### ●猿島自然観察会の開催

自然の大切さや知識を学ぶため、「猿島」をフィールドとした自然観察会を開催しています。小学3～6年生を対象に参加校を募集し、講師は、専門的知識を有する森林インストラクターと猿島公園専門ガイドが務めています。

参加校は、「環境フォーラム」において学習成果の発表や展示を行っています。

この他にも、ごみの減量化・資源化などについて学ぶため、小学4年生を対象としたリサイクルプラザ「アィクル」の見学や、上下水道局による、水の大切さや水環境の保全の必要性について理解を深めてもらう「出前授業」、自然・人文博物館学芸員による、三浦半島の自然に関する授業など、行政（市）の関係各部署が学校と連携した取り組みを行っています。



環境ポスターコンクール入選作品展



猿島自然観察会の様子

### 3 基本目標と基本方針

#### (1) 基本目標

現状の横須賀市における環境教育・環境学習の課題の解決と、持続可能な社会づくりに向けた環境教育・環境学習の一層の推進のため、「環境教育・環境学習マスタープラン」が目指す基本目標を次のとおり定めます。

環境教育・環境学習の場を確保し、

地球環境、地域環境にやさしい人づくりを進めます

この基本目標は、「横須賀市環境基本計画（2011～2021）」が目指す環境像「魅力ある環境を守り、育み、未来へとつなぐ持続可能なまち よこすか」を達成するための施策の目標の1つとして掲げているものです。

環境教育・環境学習マスタープランでは、環境教育・環境学習を単に知識の習得だけでなく、体験や経験を通して環境に関する興味や関心を高め、将来にわたって環境への意識を持ち続けることが重要であると考えます。

## (2) 基本方針

基本目標の達成のために4つの基本方針を掲げ、行政（市）をはじめ、市民、市民活動団体、事業者、学校、地域の各主体が取り組みを進めます。

### 1) 環境に興味・関心を持ち、自らが行動する「人づくり」を進めます

あらゆる人が環境に興味・関心を持ち、暮らしの中における環境とのかかわりを理解し、それを環境に配慮した行動へと実践的につなげていくことが大切です。

#### ○各主体の取り組みの方向性

行政（市）	環境に関する専門的な知識・経験を持ち、指導者やリーダーとして活躍できる人材の育成・活用の推進を図ります。
市民	日常生活の中で環境への負荷を低減する方法を学び、実践します。
市民活動団体	活動を通して、市域における環境リーダーとして人材育成・活用に取り組みます。
事業者	企業活動における社員・従業員などへの環境に対する意識啓発に取り組みます。
学校	研修などを通して教員に対する環境教育の意識啓発に取り組みます。
地域	子どもたちや地域の人たちが環境への興味・関心を持ち活動ができるよう、地域で活躍するリーダーを育成・活用します。

### 2) あらゆる人が参加・利用できる「機会づくり・場づくり」を進めます

家庭、職場、学校、地域などあらゆる場面で環境教育・環境学習の機会や場を利用・活用し、環境へ興味・関心を持つためのきっかけづくりとすることが大切です。

#### ○各主体の取り組みの方向性

行政（市）	他の主体が講座やイベントなどに参画・参加する機会となる施策や支援を行うとともに、環境教育・環境学習のための場の整備を図ります。
市民	企業や行政が開催するイベントなどへ積極的に参画・参加します。
市民活動団体	環境保全活動の場を広げるとともに、企業や行政が開催するイベントなどへ積極的に参画・参加します。
事業者	企業活動におけるCSR（企業の社会的責任）活動に積極的に取り組み、専門性を活かしたイベントなどを開催します。
学校	「総合的な学習の時間」を中心とした環境学習・環境保全活動を積極的に行います。
地域	地域における様々な組織を通じて、環境保全活動に積極的に参画・参加します。

#### 【用語の説明】

- ・機会：講座、講演会、観察会、イベントなどのこと。
- ・場：公園や建物などの空間や施設のこと。

### 3) 環境を知ることのできる「情報提供・普及啓発」を進めます

各主体が、広報誌やインターネット、メディアなどの媒体を通じて、環境に関するさまざまな情報を収集・発信し、環境への関心や知識を高め、さらに行動へと実践的につなげることが大切です。

#### ○各主体の取り組みの方向性

行政（市）	環境情報を迅速に、かつ、的確に収集・発信するとともに、環境に関する普及啓発を行います。
市民	家庭での環境配慮について話し合い、環境情報に目や耳を傾けます。
市民活動団体	団体に取り組んでいる環境保全活動や環境情報を発信し、普及啓発を積極的に行います。
事業者	企業内における環境保全活動の公表など、環境情報を積極的に公開・提供します。
学校	あらゆる教科において、関連する環境情報を集め、積極的に活用します。
地域	地域内において環境情報を共有し、環境保全活動の実践に取り組みます。

### 4) 実践するための各主体間の「連携・協働」を進めます

あらゆる人への環境教育・環境学習を推進するためには、各主体が連携・協働することによって、効果的、効率的な環境教育・環境学習を進めることが大切です。

#### ○各主体の取り組みの方向性

行政（市）	他の主体と連携・協働あるいは役割分担により環境教育・環境学習を進めるとともに、他の主体間の連携・協働を促します。
市民	他の主体が行う活動へ積極的に参画・参加し、一人ひとりが主体的に環境保全活動に取り組みます。
市民活動団体	学校や地域などと連携・協働し、団体が有している技術や人材を提供します。
事業者	地域に根ざした環境保全活動に取り組みます。
学校	校外での体験活動を取り入れた環境教育・環境学習に取り組みます。
地域	他の主体と連携・協働して、地域での環境保全活動に取り組みます。

#### 【用語の説明】

- ・連携：同じ目的を持つ者が、互いに連絡をとり協力し合って物事を行うこと。
- ・協働：協力して働くこと。
- ・役割分担：役をそれぞれに割り当て、受け持つこと。



## 4 計画の期間と進行管理

### (1) 計画の期間

今回の見直しにより、環境教育・環境学習マスタープランの計画期間は、上位計画である「横須賀市環境基本計画（2011～2021）」にあわせ、2016年度（平成28年度）から2021年度（平成33年度）までとします。

また、環境教育・環境学習へのニーズや社会状況の変化などに合わせて、必要に応じて見直しを行います。

### (2) 進行管理

環境教育・環境学習マスタープランの個々の施策の進捗状況については、「横須賀市環境基本計画（2011～2021）」の施策に包括されていることから、同計画の施策と併せて進行管理し、「横須賀市環境基本計画（2011～2021）」年次報告書の中で、公表していきます。

## 5 目標を達成するための市の施策の方向と重点施策

本市における現状と課題を踏まえ、基本目標を達成するために基本方針に沿って、行政（市）が環境教育・環境学習を推進していく4つの施策の方向を掲げます。そして、「横須賀市環境基本計画（2011～2021）」で掲げているさまざまな施策の方向のうち、これら4つの施策の方向に関するものを『環境基本計画に基づく具体的な取り組み』として整理し、また「重点施策」として位置付けたものについては、重点的、優先的に進めます。

施策の方向に関する具体的な事業については、毎年「施策別推進事業一覧」を作成し、公表します。

### （1）環境にやさしい社会を推進する人の育成と活用の促進 「人づくり」

環境教育・環境学習においては、単に知識の習得や理解にとどまらず、自ら行動できる人材をはぐくみ、こうした人材が、家庭や地域社会の一員としての責任を持って環境に配慮した生活や活動を進め、また、事業活動などにおいて環境問題に積極的に取り組むことが大切です。

環境教育・環境学習を通じて、人間と環境との関わりについての正しい認識に立ち、自らの責任ある行動をもって、持続可能な社会づくりに主体的に参画できる人材の育成と活用を促進します。

#### 環境基本計画に基づく具体的な取り組み（太字は重点施策）

- ・環境教育・環境学習に係る指導者の登用および活用の拡大を進めます。
- ・環境教育に係る人材育成のための制度を検討します。
- ・環境保全に関する指導者の育成や自然保護団体の育成を図ります。
- ・水辺環境に関する調査・研究、普及啓発、人材育成機能などの向上を図ります。
- ・市民参加の花の育成を推進し、暮らしに花のある空間づくりを進めます。
- ・「**低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン（2011～2021）**」に基づく取り組みを実施し、計画の推進に努めます。
- ・市職員への省エネルギー意識の啓発を行い、配慮行動を実践します。

## （２）環境に関する取り組みの機会と場の充実 「機会づくり・場づくり」

環境に関する取り組みへの第一歩は、「身近な環境への気づき」です。環境教育・環境学習に取り組むためには、まず、環境に関心を持つきっかけづくりが重要です。

あらゆる人が環境教育・環境学習に主体として関わるきっかけづくりとして、環境に関するさまざまな体験や講座、イベントなどへ参画・参加する機会や持続的な活動を行うための拠点や場の充実を図ります。

### 環境基本計画に基づく具体的な取り組み（太字は重点施策）

- ・環境教育・環境学習に関する各種学習会、イベントなどを市が主催し、開催します。
- ・市民、事業者、市が協働し、環境教育・環境学習に関する各種イベントなどを開催します。
- ・里山的環境を保全・再生するための仕組みづくりを検討し、運用を図ることで、市民がみどりとふれあう機会を創出します。
- ・生物多様性保全と、市民のふれあいの機会の創出・活用の両立を進めるため、里山的環境の保全・再生やエコツーリズムの取り組みを推進します。
- ・樹林地の維持管理に関する体験型のモデル事業を実施し、樹林地の保全などについて学ぶ機会を創出します。
- ・農業体験学習を実施するとともに、市民農園などを通じて、土とふれあう機会を増やします。
- ・「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン（2011～2021）」に基づく取り組みを実施し、計画の推進に努めます。【再掲】
- ・既存の環境関連施設などを有効活用し、環境への意識を高めるための場として提供します。
- ・環境教育・環境学習の拠点となる施設・設備を整備・活用します。
- ・ゆたかな自然とふれあえる場を創出するため、自然の魅力を生かした公園・緑地を整備します。
- ・海とみどりが調和した潤いのある海辺空間を創出するため、水際線に緑地などを整備します。
- ・河川や海辺などの親水施設の充実を図ります。



「横須賀市みどりの基本計画」（平成28年3月改定）では、「多様なみどり」の保全・創出に関する施策を掲げ、そのみどりを活かした「自然に関する環境教育・環境学習」を推進します。

#### 【用語の説明】

- ・保全：みどりを、現状を踏まえ適切な状態に保つこと。保全の中に再生が含まれる。
- ・創出：みどりを新たに生み出すこと。創出の中に再生が含まれる。
- ・活かす：「保全・創出」されたみどりを活用（役立てる）すること。

### (3) 環境に関する情報の提供と啓発活動の推進 「情報提供・普及啓発」

環境教育・環境学習を進めていくためには、環境についての正しい情報を知ることが不可欠ですが、さまざまな分野と関わりがある環境は情報量も多く、それらを正確に理解するには、科学的な分野など広い知識が必要です。

環境に関するさまざまな情報を、誰もが手軽に利用できるような仕組みづくりを行うとともに、各主体ができる取り組みを知ってもらうための啓発活動も併せて推進します。

#### 環境基本計画に基づく具体的な取り組み（太字は重点施策）

- ・環境教育・環境学習の支援に関する情報を提供します。
- ・「横須賀市環境学習プログラム」などの活用を促します。
- ・生物の生息状況などに係る調査を実施し、環境教育・環境学習や自然観察会などへの活用を図ります。
- ・水質・土壌などに係る有害物質などの調査を定期的実施するとともに、生物相調査などを行い、市域の水環境特性の把握に努め、調査結果の公表を行います。
- ・一般環境大気測定および自動車排出ガス測定により、地域の実情に応じた監視網を形成し、監視結果の公表を行います。
- ・有害化学物質などに関する大気・水質などの調査を実施し、情報の公開など、リスクコミュニケーションに努めます。
- ・環境負荷の少ない商品に関する情報提供を行い、グリーン購入の普及に努めます。
- ・日頃からそれぞれの立場で自然災害に対する備えができるよう、市民・事業者に対して、自然災害の未然防止に関する情報の提供を行います。
- ・「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン（2011～2021）」に基づく取り組みを実施し、計画の推進に努めます。【再掲】
- ・水辺環境に関する調査・研究、普及啓発、人材育成機能などの向上を図ります。【再掲】
- ・さまざまな方法により、ごみの減量化について普及啓発活動を行います。
- ・さまざまな方法により、ごみの資源化について普及啓発活動を行います。
- ・ポイ捨ておよび不法投棄の防止について、市民・事業者などへの普及啓発を図り、防止対策を推進します。
- ・市民および事業者における省エネルギー設備などの普及啓発を進めます。
- ・市民および事業者における再生可能エネルギー設備などの普及啓発を進めます。
- ・「環境にやさしい市民および事業者の行動・配慮指針」の活用を周知し、省エネルギー型ライフスタイルへの転換を促します。
- ・「横須賀市環境配慮指針 開発行為等事業編」および「環境ナビゲーションシステム」を開発事業者などに配付し、環境配慮の実践を促進します。
- ・マイカー利用の抑制や、エコドライブの周知など、市民や事業者に対する啓発を推進します。
- ・光害について、適正な照明環境への配慮を行うよう、周知啓発を行います。
- ・フェアトレード製品の普及啓発を行います。

#### (4) 各主体間の連携・協働の促進 「連携・協働」

環境教育・環境学習は行政（市）の取り組みだけではなく、市民、市民活動団体、事業者、学校、地域の各主体と協力し、「人づくり」、「機会づくり・場づくり」、「情報提供・普及啓発」を進めていくことが大切です。

各主体の役割や特徴を活かせる取り組みを進めることにより、お互いのつながりを深めるとともに、主体間の連携・協働を促します。

#### 環境基本計画に基づく具体的な取り組み（太字は重点施策）

- ・市民、事業者、市など各主体が情報共有を行い、環境活動を連携して推進していきます。
- ・市民、事業者、市の連携および協働による環境教育・環境学習の取り組みの実践を推進します。
- ・市民、事業者、市が協働し、環境教育・環境学習に関する各種イベントなどを開催します。【再掲】
- ・市民、事業者、市の協働による環境に配慮したまちづくりを推進します。
- ・「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン（2011～2021）」に基づく取り組みを実施し、計画の推進に努めます。【再掲】
- ・猛暑日などにおける不快感の解消を図るため、ヒートアイランド対策を検討・推進します。
- ・ごみの発生を抑制するために、市民・事業者の活動を支援します。
- ・市民団体などによるまちの美化活動を支援します。
- ・資源化の円滑な推進を図るため、分別・排出ルールの徹底を周知するとともに、集団資源回収の実施団体などを支援します。
- ・市民、事業者、市の協働による、海域環境の美化を推進します。
- ・河川環境の維持管理などを進めるため、市民、事業者、市の協働による河川の美化活動を積極的に展開します。
- ・事業者のCSR（企業の社会的責任）活動の促進を図ります。

## 6 各主体における取り組みの推進

基本方針で定めたとおり、環境教育・環境学習の推進には、行政（市）をはじめ、市民、市民活動団体、事業者、学校、地域の各主体が連携・協働することが必要です。そのためには、まず各主体が、それぞれの立場で取り組み・行動を実施していくことが大切です。

各主体がそれぞれの活動の場において環境教育・環境学習を推進するための取り組み・行動について示します。なお、行政（市）の取り組みについては、前述の「5 目標を達成するための市の施策の方向と重点施策」のとおりとなります。

### （1）市民の取り組みの推進

#### ○基本方針における取り組みの方向性

- 1) 日常生活の中で環境への負荷を低減する方法を学び、実践します。
- 2) 企業や行政が開催するイベントなどへ積極的に参画・参加します。
- 3) 家庭での環境配慮について話し合い、環境情報に目や耳を傾けます。
- 4) 他の主体が行う活動へ積極的に参画・参加し、一人ひとりが主体的に環境保全活動に取り組みます。

各主体における取り組みにおいて最も大きな目標は、一人ひとりの意識と行動の変革です。そのためには、身近である日常生活における取り組みから始めることが重要です。

日常生活において環境への影響をより少なくし、より健全に環境との共生を図っていくための環境にやさしい行動を常に心がけることが大切です。

#### 《具体的な取り組み行動例》

- ・ 普段の買い物などを通して、グリーン購入を心がけ、省エネ・省資源型の暮らしを実践する（子どもに伝える）。
- ・ 子どもたちに、日頃の手伝いや遊びを通じて環境に配慮した行動を身につけさせる。
- ・ 自然とのふれあいを体験できる自然観察会などへ参加する。
- ・ アイクルなど身近な環境学習拠点を利用し、知識を深める。
- ・ インターネットなどで地域における環境情報などを集める。
- ・ 市などのホームページから環境学習の情報を取得する。
- ・ ごみの減量化に努め、適切な分別を行う。
- ・ 集団資源回収など地域の環境活動へ参加する。
- ・ 町内会、自治会の美化活動などへ参加する。
- ・ 地産地消（地域で生産された食材を地域で消費する）を心がける。 など

## （２）市民活動団体の取り組みの推進

### ○基本方針における取り組みの方向性

- 1) 活動を通して、市域における環境リーダーとして人材育成・活用に取り組みます。
- 2) 環境保全活動の場を広げるとともに、企業や行政が開催するイベントなどへ積極的に参画・参加します。
- 3) 団体が取り組んでいる環境保全活動や環境情報を発信し、普及啓発を積極的に行います。
- 4) 学校や地域などと連携・協働し、団体が有している技術や人材を提供します。

市民活動団体の積極的な活動は、学校、地域をはじめ行政に対しても大きな波及効果を生じます。自然環境、大気環境・水環境、地球温暖化、廃棄物など様々なテーマに取り組んでいる実践活動を通じて、専門知識の蓄積や活動の輪を広げていくことが必要です。

活動をさらに広げていくため、活動状況や環境情報を発信していくとともに、各種イベントなどへの参画・参加を積極的に行い、行政（市）をはじめとする各主体と協働しながら活動をより有益なものとするのが期待されます。

#### 《具体的な取り組み行動例》

- ・環境保全活動に関する講習会などに参加し、団体のレベルアップを図る。
- ・環境教育、環境保全活動に関わる人材育成に努める。
- ・地域や学校などで行われる環境教育・環境学習へ講師を派遣する。
- ・多くの市民の参加が得られる環境保全活動を実施する。
- ・身近な自然観察会などを開催する。
- ・自らの持つ専門知識やノウハウによる活動プログラムを開発する。
- ・活動によって得られた情報を会報などで市民へ提供する。
- ・活動発表会の開催など、自らの活動内容を市民に伝える。
- ・学校と事業者、行政（市）と事業者など、環境教育・環境学習の主体間のつなぎ役となる。
- ・分野を越えた他団体との連携により、自らの活動内容の拡大を図る。 など



### (3) 事業者の取り組みの推進

#### ○基本方針における取り組みの方向性

- 1) 企業活動における社員・従業員などへの環境に対する意識啓発に取り組みます。
- 2) 企業活動におけるCSR（企業の社会的責任）活動に積極的に取り組み、専門性を活かしたイベントなどを開催します。
- 3) 企業内における環境保全活動の公表など、環境情報を積極的に公開・提供します。
- 4) 地域に根ざした環境保全活動に取り組みます。

私たちが直面している地球温暖化問題、廃棄物・リサイクル問題、化学物質管理、公害対策など様々な環境問題を克服していくためには、環境と経済が統合的に向上する社会の構築に向けた取り組みが必要です。

事業者として環境に配慮した事業活動に心がけるとともに、職場においては自主的・積極的な環境配慮活動の取り組みの実践が求められています。

#### 《具体的な取り組み行動例》

- ・環境研修の積極的な受講などにより、社内環境リーダーを育成する。
- ・地域や学校などで行われる環境教育・環境学習へ講師を派遣する。
- ・社員研修の一環として環境教育を取り入れる。
- ・事業活動に伴い排出される廃棄物の減量化、資源化に努める。
- ・施設見学会などを開催し、自らの環境配慮行動を市民に知ってもらう。
- ・子どもたちや地域住民が環境学習を行えるよう、施設を開放する。
- ・自らの活動を環境報告書としてまとめ、公開する。
- ・事業活動に関わりのある環境情報を提供する。
- ・学校や地域、市民活動団体などの活動に、自ら持つ人的・物的資源を提供する。
- ・地域社会の一員として、地域の環境保全活動に積極的に参加する。 など





## (4) 学校での取り組みの推進

### ○基本方針における取り組みの方向性

- 1) 研修などを通して教員に対する環境教育の意識啓発に取り組みます。
- 2) 「総合的な学習の時間」を中心とした環境学習・環境保全活動を積極的に行います。
- 3) あらゆる教科において、関連する環境情報を集め、積極的に活用します。
- 4) 校外での体験活動を取り入れた環境教育・環境学習に取り組みます。

「総合的な学習の時間」においては、環境について教科の枠を超えた横断的な学習が実践されてきています。今後、学校教育において小学校、中学校、高等学校が、それぞれの発達段階に応じて児童・生徒が体験を通じて環境について学ぶ機会が充実されるよう、自然や文化などの地域社会に存在する資源や学校が有する施設などを活用し、自然体験活動などの多様な体験活動を推進することが重要です。

児童・生徒が一日の大半を過ごす学習や生活の場としての学校を環境に配慮したものとするため、施設の整備などを行うことも重要です。

### 《具体的な取り組み行動例》

- ・教員に対する環境研修を充実させる。
- ・市民活動団体、地域の人を講師として授業に招く。
- ・校庭や学校の周りの身近な環境の観察などを通して、子どもたちに環境への関心を持たせる。
- ・「総合的な学習の時間」において、環境教育を積極的に取り入れる。
- ・太陽光発電などの新エネルギー設備を設置し、環境教育・環境学習に活用する。
- ・学校の図書室に環境コーナーを設置する。
- ・環境副読本やビデオなどを充実させる。
- ・環境活動事例の発表会などを開催し、活動情報を共有化する。
- ・学校で得た知識や環境配慮行動を家庭や地域で実践する。 など



## (5) 地域での取り組みの推進

### ○基本方針における取り組みの方向性

- 1) 子どもたちや地域の人たちが環境への興味・関心を持ち活動ができるよう、地域で活躍するリーダーを育成・活用します。
- 2) 地域における様々な組織を通じて、環境保全活動に積極的に参画・参加します。
- 3) 地域内において環境情報を共有し、環境保全活動の実践に取り組みます。
- 4) 他の主体と連携・協働して、地域での環境保全活動に取り組みます。

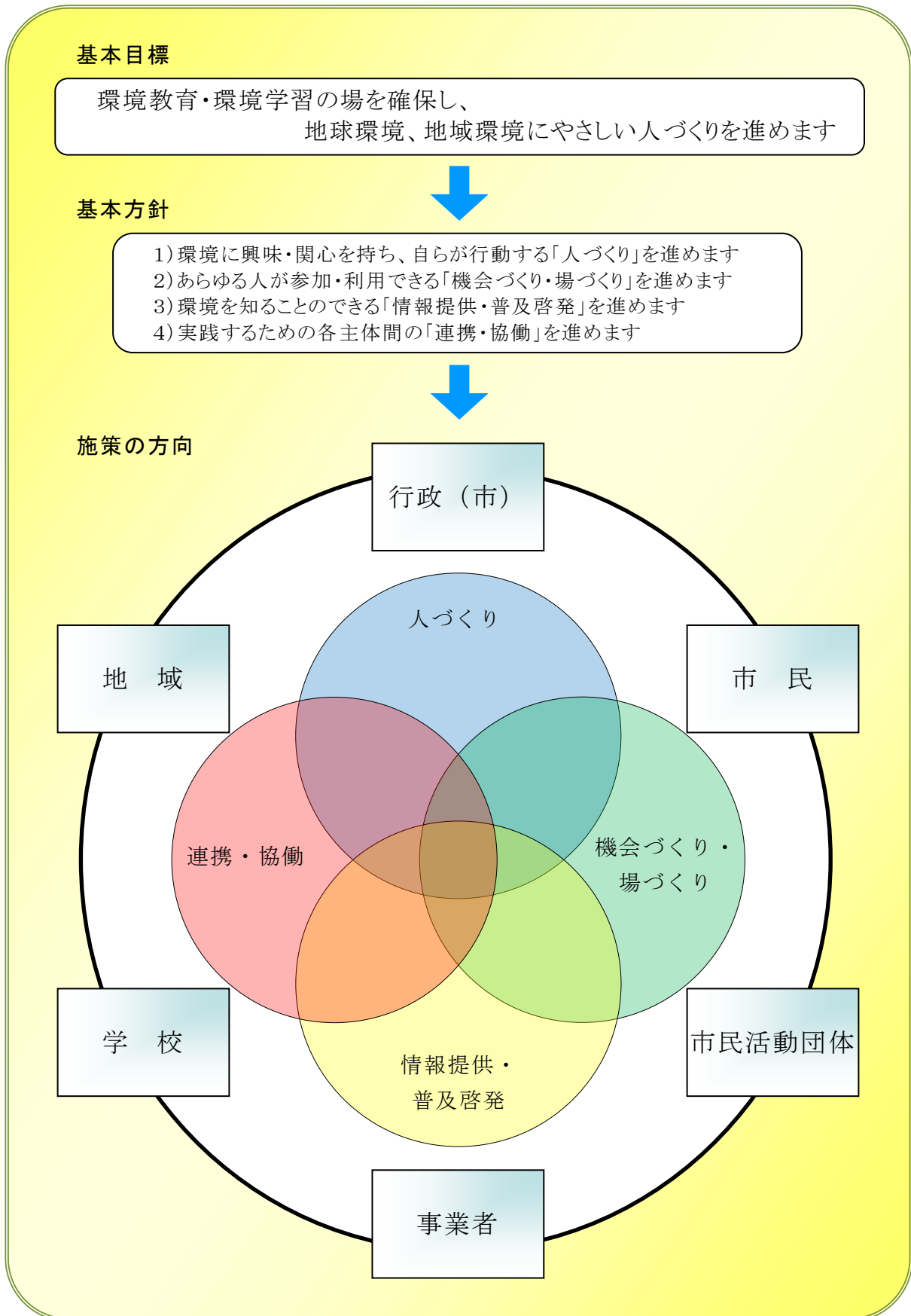
地域、特に地域コミュニティでは、地域の自然や文化などの特性を踏まえた活動が行われています。地域に根ざした環境への取り組みの推進のためには、地域を構成している各種の地域コミュニティの役割はとても重要です。地域における諸活動において、環境学習の視点を取り込んだ取り組みや役割が期待されます。

### 《具体的な取り組み行動例》

- ・ 地域における環境リーダーを育成する。
- ・ 地域の人材を活用した勉強会を開催する。
- ・ 講師として学校の環境関連授業に参加する。
- ・ 町内会、自治会や子ども会などで美化活動を行う。
- ・ 「こどもエコクラブ」などの環境活動組織へ参加する。
- ・ 市民活動団体や地元の人を招いて研修会などを開催する。
- ・ 町内会、自治会のお祭りなどで、ごみの持ち帰りをルール化する。
- ・ 地域の環境資源（情報）を整理するとともに、住民に周知し、身近な環境に目を向けてもらう。
- ・ 学校の校外活動に協力する。
- ・ 町内会、自治会、子ども会、PTA、老人クラブなどの地域の様々な団体間の連携を図り、地域住民の幅広い参加を促す。 など



## ■環境教育・環境学習マスタープランの概要図



## 7 推進体制

これらの施策や取り組みを推進するために、以下の組織を積極的に活用するとともに、あらゆる機会を通じて市民、市民活動団体、事業者、学校、地域、行政（市）が連携・協働し、環境教育・環境学習について意識啓発などを進めていきます。

### ●環境教育・環境学習ネットワーク会議

環境教育・環境学習ネットワーク会議は、市民、市民活動団体、事業者、学校関係者及び市により構成され、市の施策や取り組みに対する意見や新たな取り組みの検討、また、各主体における情報提供や意見交換を通して連携を図り、市域全体の環境教育・環境学習の取り組みを推進しています。

### ●環境教育指導者等情報交換会

環境教育指導者等情報交換会は、環境教育指導者・同補助員及び市により構成され、派遣実績に基づく意見交換や個々の情報提供を通して、相互交流やスキルアップを図っています。

### ●自然環境活動団体交流会

自然環境活動団体交流会は、自然環境の保全や調査を主な目的として活動している市内の団体により構成され、各団体の連携や情報交換会を行っています。

### ●横須賀市地球温暖化対策地域協議会

横須賀市地球温暖化対策地域協議会は、地域における温室効果ガスを削減するための取り組みや啓発活動を実践していくことを目的として設立し、市民、市民活動団体、事業者及び市により構成され、お互いが役割分担や連携・協力して、「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン（2011～2021）」における取り組みを推進しています。

この戦略プランにおいて、環境教育・環境学習の推進は、施策の方針の1つである「市民・事業者・行政が連携して取り組める環境の醸成」の施策の分野として掲げられています。

# 参 考 資 料

- 1 環境教育・環境学習マスタープラン  
の見直し経過
- 2 市のこれまでの取り組み
- 3 用語集

## 1 環境教育・環境学習マスタープランの見直し経過

年 月 日	会議など（主な内容）
平成26年11月11日	・ 第15回環境教育・環境学習ネットワーク会議 （見直しの範囲とスケジュールの確認）
平成27年 2月10日	・ 第16回環境教育・環境学習ネットワーク会議 （「基本目標」、「基本方針」の確認）
5月28日	・ 第17回環境教育・環境学習ネットワーク会議 （【見直し素案】に対する意見聴取）
10月 7日	・ 第 1 回環境総合政策会議 環境基本計画推進部会 環境教育・環境学習推進分科会 （【見直し素案】に対する意見聴取）
10月28日	・ 第18回環境教育・環境学習ネットワーク会議 （【見直し素案】に対する意見聴取）
11月11日 ～ 12月 1日	・ パブリック・コメント手続きの実施 （ご意見等の提出はありませんでした）
平成28年 3月17日	・ 第19回環境総合政策会議 （【見直し案】の庁内合意）

## 2 市のこれまでの取り組み

「5 目標を達成するための市の施策の方向と重点施策」に掲げている『環境基本計画に基づく具体的な取り組み』の「重点施策」に関連する、平成 20 年度から平成 25 年度までの市の主な取り組みは次のとおりとなります。

これらの取り組みは、環境基本計画の年次報告書から抜粋した内容となっています。

### (1) 環境にやさしい社会を推進する人の育成と活用の促進 「人づくり」

- ・環境教育・環境学習ネットワーク会議の企画立案により、各主体が相互に専門知識を教えあう「相互交流を生かした人材育成講座」を開催しました。
- ・自然環境に係る活動団体を対象に「自然環境に関わる講演会」を開催しました。
- ・猿島でのエコツーリズムに向け「猿島公園専門ガイド養成講座」を開催しました。
- ・学校や市立保育園などに環境教育指導者などを派遣しました。
- ・教職員を対象に、野外活動や環境教育を推進するための知識や技術を深める「理科基礎技術講座」を開催しました。
- ・市の新規採用職員を対象に、地球温暖化やごみ問題などの市の取り組みに関する研修を実施しました。

### (2) 環境に関する取り組みの機会と場の充実 「機会づくり・場づくり」

- ・市内 3 か所（猿島、観音崎、大楠・西海岸）において「横須賀エコツアー」を実施しました。
- ・里山的環境の保全・活用のモデル地区となる野比及び長坂地区において、自然観察会や田んぼ学校プログラムなどを実施しました。
- ・光の丘水辺公園において、指定管理者とボランティア団体による自然観察会を開催しました。
- ・山林の管理体験を実施しました。
- ・「市民農園」の貸出をしました。
- ・小学校を対象に、「猿島自然観察会」、「観音崎ウォークラリー」を実施しました。
- ・小学生の親子を対象に走水海岸で「スノーケリング教室」を開催しました。
- ・小学 5・6 年生を対象に、夏季と冬季に受け入れ農家において農業体験を実施しました。
- ・各コミュニティセンターにおいて、リサイクルや地球温暖化、自然観察会など環境をテーマとした講座を開催しました。
- ・博物館による自然観察会や博物館教室を開催しました。
- ・市民大学において、地球温暖化や自然、エネルギーなど環境に関する講座を開始しました。

- ・移動手段や社会全体の交通を見直すことで、環境改善についての自発的な行動を促す「モビリティ・マネジメント教育」を実施しました。
- ・小学校を対象に、水循環の概念や水の大切さ、水環境保全の必要性について理解を深めるための「出前授業」を実施しました。
- ・国際的に展開している環境学習プログラムである「Kids ISO 14000 プログラム」を実施しました。
- ・太陽光発電などの新エネルギー施設を小学校に導入し環境学習に役立てました。
- ・環境をテーマとしたイベントとして「環境フォーラム」を開催しました。
- ・環境月間（6月）に啓発イベントを開催しました。
- ・「横須賀環境シンポジウム」、「よこすか自然環境セミナー」を開催しました。
- ・市内における環境の保全・再生・活用などの活動に対して評価、表彰する「横須賀E C O大賞」の制度を創設しました。
- ・地域の憩いの場となる「小矢部1丁目第4公園」、「馬堀海岸4丁目第2公園」、「破崎公園」、「久里浜1丁目公園（くりはまみんなの公園）」の整備を行いました。
- ・前田川の遊歩道や前田川、関根川、関渡川の親水施設の改築、補修を行い充実を図りました。
- ・（仮称）浦賀西岸プロムナードの緑地護岸を整備しました。

### （3）環境に関する情報の提供と啓発活動の推進 「情報提供・普及啓発」

- ・学校などで環境学習を行うツールとして「横須賀市環境学習プログラム」を作成しました。
- ・主に小学5年生が、横須賀市の環境について学習するための副読本として「よこすかのかんきょう」を作成、配付しました。
- ・環境教育指導者の派遣内容や感想をまとめた「事例集」を作成して小中学校などに配付しました。
- ・小学生のリサイクル学習事業や、アィクル・マイスターによるごみの減量化や資源化の輪を広げる啓発活動を行いました。
- ・広報よこすかなどにごみの減量化や資源化、適正処理などについて啓発記事を掲載しました。
- ・市のホームページに「環境にやさしい買い物キャンペーン」の周知啓発を行いました。
- ・「横須賀市環境配慮指針」を作成し、市民向けに本庁や各行政センターに配架しました。
- ・環境配慮指針開発行為等事業編について、パソコンによる検索可能な「環境ナビゲーションシステム」を開発事業者などに配付し、環境配慮の実践を促進しました。



#### (4) 各主体間の連携・協働の促進 「連携・協働」

- ・環境活動団体の新たな取り組みに対して、市民協働推進補助制度により支援しました。
- ・町内会などの団体と資源回収業者の協力によって実施される集団資源回収を推進するため、奨励金交付により支援しました。
- ・横須賀市地球温暖化対策地域協議会との協力・連携による市域における温暖化対策の取り組みを推進しました。
- ・レジ袋削減に向けた取り組みに関する協定を事業者と締結しました。
- ・ごみの発生を抑制するため、商店街連合会や商店会などに簡易包装の協力依頼を行いました。
- ・クリーンよこすか市民の会委員による、まちの清掃美化活動と啓発を行いました。
- ・（公財）かながわ海岸美化財団と連携した海岸清掃を実施しました。
- ・近隣小中学生を中心としたボランティアによる伊勢町海岸の清掃を行いました。
- ・里親ボランティアによる海浜地の清掃を行いました。
- ・ボランティアが中心となり地域を花でいっぱいにする活動を行いました。

### 3 用語集

#### 【ア】

##### ISO14001

ISO(国際標準化機構)が1996年(平成8年)に発行した環境マネジメントシステム規格。①環境保全に関する方針、目標、計画などを定め(Plan)、②これを実行、記録し(Do)、③その実行状況を点検して(Check)、④方針などを見直す(Action)という「P・D・C・Aサイクル」によって、環境の継続的改善を図ろうとするもの。

##### アイクル・マイスター

ごみの減量化・資源化を自ら実践し、ごみ問題に強い関心のある市民を公募し、一定の研修を終了した者に対して市長が認定する称号のことで、横須賀市独自の制度。主な活動は、市民のごみの減量化・資源化の実践活動の輪を広げるため、町内会、自治会や学校などからの要請により、自らの実践活動の紹介を中心とした啓発活動を行う。

#### 【エ】

##### エコアクション21

環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく認証・登録制度。ガイドラインでは、広範な中小企業、学校、公共機関などが「環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法について規定している。

##### エコツーリズム

地域の自然観光資源を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる自然環境の保全や歴史文化の保全に責任を持つ観光の在り方。

#### 【オ】

##### 温室効果ガス

地球は太陽から日射を受ける一方、地表面から

赤外線を放射しているが、その赤外線を吸収し、熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温室の効果をもつ気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄および、2015年(平成27年)4月1日から三ふっ化窒素が追加され、7物質となっている。

#### 【カ】

##### 環境教育指導者

市内の小中学校などからの依頼により、外部講師として環境教育の授業や実習を行う者の横須賀市での呼称。環境カウンセラー(環境省登録)、環境学習リーダー(神奈川県登録)、アイクル・マイスターなどの環境活動を行っている市民ボランティアなどから構成される。

##### 環境ナビゲーションシステム

横須賀市では、民間事業者が実施する開発や行政が主体となる大規模な開発は環境にさまざまな影響を及ぼす可能性があることから、開発行為などを実施する事業者が、環境特性から開発地域の配慮事項を検索できるように、全国で初めて開発した本市独自のシステム。

##### 環境にやさしい市民および事業者の行動・配慮指針

日常生活および事業活動による環境への負荷を低減し、より健全に環境との共生を図っていくための、創意工夫や適切な配慮行動をまとめたもの。

#### 【ク】

##### グリーン購入

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを優先して購入すること。

## 【コ】

### こどもエコクラブ

2人以上の子どもと活動を支える大人（サポーター）で構成され、地域の中で楽しみながら環境に関する学習・活動を展開しているクラブのこと。

### ごみダイエット推進員

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の8に基づき、市町村長が委嘱する「廃棄物減量等推進員」の横須賀市での呼称。地域の中核的な存在として、ごみの減量化の推進、ごみの資源化と再利用の推進などの活動に協力する。

## 【サ】

### 再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、大気中の熱、その他の自然界に存する熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しない地球環境への負荷が少ないエネルギーといわれている。

### 里山的環境

都市近郊や集落周辺の丘陵及び低山帯に広がる二次林環境。このような地域では、水辺・農地・樹林地などのみどりや集落が一体的となった場として、多くの生物が生息している。

### 猿島公園専門ガイド

猿島の魅力と島に残された自然や遺構の大切さを伝える、ガイド養成講座を受講し、認定されたガイド。

## 【シ】

### CSR(企業の社会的責任)

Corporate Social Responsibilityの頭文字をとったもの。

企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー(利害関係者)全体の利益を考えて行動する

べきであるとの考え方。

### 循環型社会

廃棄物の増大と限りある天然資源の浪費を防ぎ、将来においても持続可能な社会を構築するため、資源の循環を促し、環境への負荷を少なくする社会システムのこと。2000年(平成12年)に制定された「循環型社会形成推進基本法」では、(1)ごみを出さない、(2)出たごみはできるだけ利用する、(3)どうしても利用できないごみはきちんと処分する—の3つを提示している。

### 生涯学習

人々が、より良く生きていくことをめざして、自発的に、自己に適した手段や方法を選んで、あらゆる機会に、あらゆる場所で、生涯にわたって行う学習。

### 新エネルギー

再生可能エネルギーのうち、技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、非化石エネルギーの導入を図るために必要なもの。現時点で今後、普及すべき段階にある太陽光発電や太陽熱利用、雪氷熱利用などが新エネルギーとされている。

### 森林インストラクター

森林を利用する一般の人に対して、森林の植物、動物をはじめ、いろいろな事柄、疑問について分かりやすく解説するほか、キャンプ、ネイチャークラフトなどの野外活動の企画・実施について協力、指導する者。平成17年度から「人材認定事業」として環境大臣並びに農林水産大臣の登録を受けて(一社)全国森林レクリエーション協会が認定している資格。

## 【セ】

### 生物相

特定の地域に生息・生育する生物の種類組成。

## 生物多様性

種・遺伝子・生態系レベルなどで多くの生物種が存在すること。様々な生物がいる「種の多様性」だけでなく、同じ種の中の「遺伝子の多様性」や自然生態系を構成する動物・植物・微生物などがおりなす「生態系の多様性」も含む包括的な概念。

## 【ソ】

### 総合的な学習の時間

変化の激しい社会に対応して、児童・生徒が自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることなどをねらいとした学習を行う時間。

## 【チ】

### 地球温暖化

温室効果ガスの増加により、地球の気温が上がって自然のバランスがくずれる現象。温室効果ガスは、今後も増加することが予想され、このままでは平均地上気温が1990年から2100年までの間に1.4～5.8℃上昇し、地球規模の乾燥化などの気候変動、海面水位の上昇、生態系の変化や農業への影響などが懸念されている。

## 【テ】

### 低炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、経済発展を妨げることなく、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって実現を目指すこととされている。

### 低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン(2011～2021)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3に基づき策定する計画で、市の事務・事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減などの措置を定めるとともに、市域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制などを行う

ための施策に関する事項を定めた計画。

## 適応策

地球温暖化によって生じる環境への影響に対して適応を図るための取り組み。

## 【ヒ】

### ヒートアイランド

都市部において高密度にエネルギーが消費され、また地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているため水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている現象。

## 光害

良好な照明環境の形成が漏れ光(照明器具から照射される光のうち、その目的とする照明対象範囲外に照射される光)によって阻害されている状況またはそれによる悪影響。

## 【フ】

### フェアトレード

途上国との公正貿易のことで、途上国で生産された環境への影響が少ない生産物を適正な価格で購入することにより、途上国における雇用の確保と生産者の生活の安定を促し、技術力の向上と経済的な自立を進める活動。

## 【モ】

### 猛暑日

一日の最高気温が摂氏35℃以上になる日のこと。

## 【ユ】

### 有害化学物質

人間の健康や生態系などに悪影響を及ぼす化学物質の総称。現時点において、種類や使用量、人や環境への影響などが十分に把握されていない物質も数多くある。

## 【ヨ】

### 横須賀市環境学習プログラム

市内の環境資源や施設などを活用し、環境に対する興味や関心を持つ「きっかけづくり」として、また、幅広く環境に関する知識や経験を深めるため、地域や学校などで利用できるプログラム。

### よこすかのかんきょう

横須賀市の環境について、主に小学5年生が学習するための副読本として作成した冊子。

## 【リ】

### リスクコミュニケーション

化学物質による環境リスクに関する正確な情報を関係者で共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。



横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン  
〈平成20年（2008年）3月策定〉  
〈平成28年（2016年）3月見直し〉

横須賀市環境政策部環境企画課  
〒238-8550 横須賀市小川町11番地  
電話 046-822-8327 F A X 046-821-1523  
E-mail : ep-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp